

北九州市教育委員会事務
点検・評価報告書
【令和6年度実績】

令和7年9月 北九州市教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第26条では、すべての教育委員会において、「その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と義務付けられています。

これを受け、北九州市教育委員会では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために、「北九州市こどもまんなか教育プラン」(計画期間:令和6年度～10年度)(以下、「こどもまんなか教育プラン」という。)に基づく、令和6年度の教育委員会の事務について、点検及び評価を行いました。

本報告書は、その結果及び教育に関し学識経験を有する者の意見をまとめたものです。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》
(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務
その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)
を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、
これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の
活用を図るものとする。

目次

□ 第1章 北九州市教育委員会について	1
□ 第2章 教育委員会の活動状況	3
1 教育委員会会議	
2 総合教育会議の開催	
3 委員の活動状況	
□ 第3章 点検・評価について	
1 北九州市こどもまんなか教育プラン	4
2 点検・評価についての基本的な考え方	7
□ 第4章 令和6年度施策の点検・評価	
ミッション1 全てのこどもにとって「居心地のよい学校」をつくる	8
ミッション2 こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくる	16
ミッション3 誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進める	24
ミッション4 自律的で特色ある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高める	41
ミッション5 地域とのつながりの中で、社会全体でこどもを見守り支え、育てる	50
□ 第5章 学識経験者等の知見の活用	
1 概要	57
2 学識経験者等の意見	
□ 第6章 巻末資料	
令和6年度 教育委員会会議付議案件一覧	63

第1章 北九州市教育委員会について

北九州市教育委員会

北九州市教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織している。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、市長が議会の同意を得て任命する。任期は3年。

教育委員会の構成員かつ代表者として会務を総理し、合議体の意思決定に基づき事務を執行する。

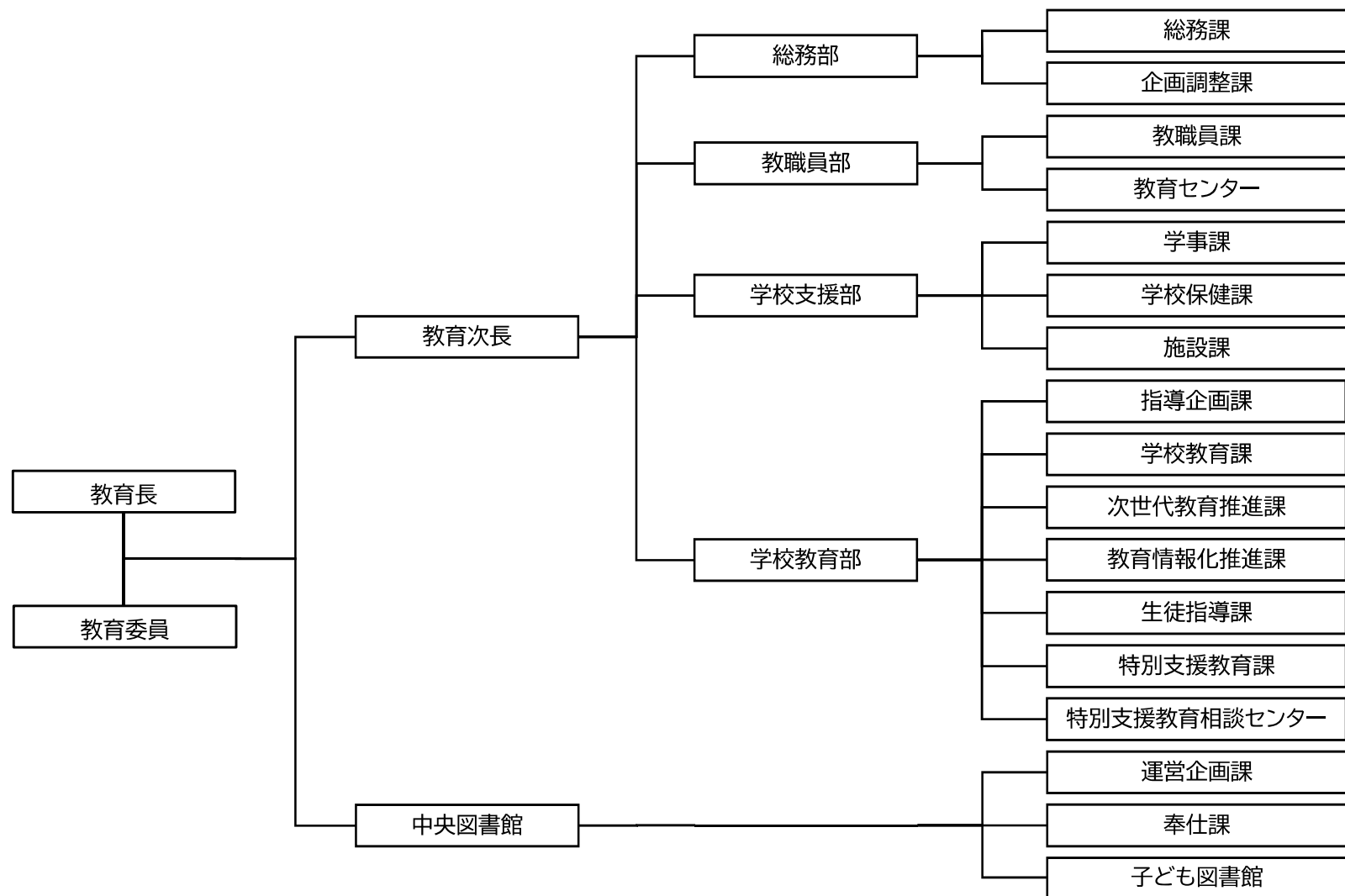
委員は、人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命する。任期は4年。

教育長	太田 清治	令和7年4月1日就任
委員(教育長職務代理者)	大坪 靖直	令和4年7月9日就任
委員	郷田 郁子	令和3年10月9日就任
委員	香月 きょう子	令和5年7月1日就任
委員	中島 良	令和5年7月1日就任
委員	清成 真	令和6年4月1日就任

(令和7年4月1日現在)

北九州市教育委員会事務局

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局を置いている。（令和7年4月1日現在）



第2章 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議

(1) 審議の状況

教育委員会では、令和6年度に教育委員会会議を23回開催し、議案の審議等を行った。

また、教育委員会会議での議論をより深め、委員がその役割を十分に発揮できるよう、議案等の審議に先立ち、毎回、委員による勉強会を行った。

(2) 傍聴者の状況

75人(延べ数)

議案等の内容	件数
基本方針・計画の策定	14
教育委員会規則等の制定・改廃	20
人事(異動方針・懲戒等)	12
議会への提出議案・概要報告等	10
教科書採択等	5
教員等の選考試験	2
審議会委員等の任命・委嘱	17
その他教育委員会の個別事業等	27
請願・陳情等	8
合 計	115

※上記115件の内訳:議案61件、協議・報告等54件

2 総合教育会議の開催

地教行法第1条の4により、市長と教育委員会が協議・調整をする場として総合教育会議を置くこととされ、平成27年度から「北九州市総合教育会議」が開催されている。令和6年度は、令和7年1月24日(金)に開催され、次のテーマについて活発に意見が交わされた。

- 児童生徒の安全確保と心のケアについて
- いじめの重大事態について
- 教職員のウェルビーイングの向上について
- 学びの多様化学校について
- 新たな時代の教育デザインの構築について

総合教育会議



3 委員の活動状況

委員の活動は、定例の教育委員会会議のほかに、本市教育行政の向上を目的とした他都市先進事例や市立学校・教育施設、教育活動の視察、関係団体との意見交換、指定都市教育委員会の協議会への出席、マイスター教員認定式や学校の創立記念式典への出席等も行っている。令和6年度は、石川県立図書館、金沢21世紀美術館(ミュージアム・クルーズ)、新下関給食センター、広島叡智学園の視察等を行った。

第3章 点検・評価について

1 北九州市こどもまんなか教育プラン

(1)「北九州市こどもまんなか教育プラン」の策定

北九州市では、教育基本法に基づき、地方公共団体の教育振興基本計画である教育プラン(第1期計画期間:平成21(2009)年度～平成30(2018)年度、平成26(2014)年2月中間改訂、第2期計画期間:令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)を策定し、こどもの教育に対する満足度を高めるとともに、市民の参画を進める取組みを総合的に推進してきた。

その結果、学力や体力の向上、文化芸術に触れる取組みの充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材の配置・充実によるきめ細かな対応、スクールヘルパー等の市民の教育参画の推進、経済界との連携による学校支援事業などの地域との連携の充実など、様々な成果や前進があった。

令和6(2024)年3月に策定された北九州市基本構想・基本計画(以下、「新ビジョン」という。)では、目指す都市像を「つながりと情熱と技術で、『一步先の価値観』を体現するグローバル挑戦都市・北九州市」として、その実現に向けて、3つの重点戦略(「稼げるまち」の実現、「彩りあるまち」の実現、「安らぐまち」の実現)が掲げられており、この新ビジョンと整合を図りながら、北九州市総合教育会議を経て、市の教育行政に関する目標や基本方針を定める「北九州市教育大綱」が令和6(2024)年4月に策定された。

北九州市教育委員会では、「こどもまんなかで質の高い教育環境」の実現に向け、この教育大綱の実行計画となる教育振興基本計画として、「北九州市こどもまんなか教育プラン」を令和6(2024)年8月に策定した。

(2)「こどもまんなか教育プラン」の体系

ミッション	主な施策
1 全てのこどもにとって「居心地のよい学校」をつくる	(1) こどもを枠にはめず、一人ひとりのこどもの違いを尊重する
	(2) こどもが人を支え、人から支えられ、自分の身を守れるように育てる
	(3) 学校の中でも外でも、安全で安心して過ごせる居場所をつくる
2 こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくる	(1) こどもを「社会の構成員」として尊重し、こどもの意見を聴いて学校運営に活かす
	(2) こどもも教職員も安心して挑戦し、失敗を楽しみ、成長の糧とできる環境を整える
	(3) こどもが好きなことに夢中になれる環境をつくることで、知的好奇心を高め、思考力を育てる
	(4) 社会に開かれた教育、学校外の学びや放課後活動の充実を進める

ミッション	主な施策
3 誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進める	(1) 確かな学力と健やかな体を育成する
	(2) 不登校児童生徒の支援やインクルーシブ教育システムの実現、夜間中学の運営などを進める
	(3) 人権、ジェンダー平等、多様性の理解を深め、他者を尊重する態度を養う
	(4) グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成と国際理解教育の推進を図る
	(5) ICTを日常的に活用し、リアルとデジタルの効果的な融合を進める
4 自律的で特色ある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高める	(1) 教職員が、時代の変化に対応して求められる資質・能力を身に付ける
	(2) 働きやすく、教職員同士がつながり、誰もが力を発揮できる職場をつくる
	(3) 自律的で特色のある学校をつくる
5 地域とのつながりの中で、社会全体でこどもを見守り支え、育てる	(1) 地域・企業、NPO等と連携した教育を進める
	(2) 学校と地域の連携による学校運営を進める
	(3) 教育に関する情報を社会全体で共有できるよう積極的に発信する

2 点検・評価についての基本的な考え方

(1)実施にかかる基本的な考え方

- ・地教行法第26条第1項では、点検・評価は、教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理及び執行の状況について行うこととされている。
- ・本市教育委員会では、こどもまんなか教育プランに掲載した施策を中心に点検・評価し、今後の施策や事務事業の方向性の検討に活用する。
- ・また、同法同条第2項では、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされていることから、外部の学識経験者を選任し、評価の内容などについて意見を聴くこととする。

(2)点検・評価の方法

①実施単位・指標

こどもまんなか教育プランの5つのミッションごとに指標を設定

<指標の出典>

- ・ミッション1～3、5 令和6年度 全国学力・学習状況調査(文部科学省)
【対象:市立学校に在籍する小6・中3の児童生徒(回答者数:約13,600人、回答率:約95%)】
- ・ミッション4 令和6年度 教育委員会調査(北九州市)
【対象:市立学校に勤務する教職員(回答者数:約3,500人、回答率:約67%)】

②評価方法

上記の指標の達成状況に基づき、市の行政評価と同様に4段階評価を行う。

- ✓順 調 (達成率100%以上)
- ✓概ね順調 (同 80%以上)
- ✓やや遅れ (同 50%以上)
- ✓遅 れ (同 50%未満)

③手順

- ・施策を所管する担当部署による自己評価
- ・学識経験者の意見聴取
- ・教育委員会会議での評価の決定
- ・議会への提出、公表

第4章 令和6年度施策の点検評価

《ミッション1》全てのこどもにとって「居心地のよい学校」をつくる

KPI:学校に行くのは楽しいと思うこどもの割合

<R5実績値> 小学生:83.8% 中学生:78.9%

	R6	R7	R8	R9	R10
目標	小学生:85.0% 中学生:80.0%	小学生:86.3% 中学生:81.3%	小学生:88.0% 中学生:83.0%	小学生:89.0% 中学生:84.0%	小学生:90.0% 中学生:85.0%
実績	小学生:84.1% 中学生:80.6%	—	—	—	—
評価 〔達成率〕	概ね順調 〔小学生: 98.9% 中学生:100.8%〕	—	—	—	—

(1)こどもを枠にはめず、一人ひとりのこどもの違いを尊重する

①「こどもまんなか」教育施策の推進

a 「北九州市こどもまんなか教育プラン」の策定

・教育大綱で示された「こどもまんなかで質の高い教育環境」の実現に向けて、オンラインの全校アンケートを通じて、こども等の意見を反映させた「北九州市こどもまんなか教育プラン」を令和6年8月に策定した。

<オンラインアンケートの回答人数>

	児童(小4～6)	生徒(中1～2)	教職員	保護者
回答人数	4,413人	2,536人	1,628人	11,880人

・こどもまんなか教育プランの浸透・実践のために、対話型の教職員研修として「先生カフェトーク」を全6回実施し、約100名が参加した。

次期教育プラン
検討会議



b 幼児教育水準の維持向上、幼児教育と小学校教育の円滑な接続

幼児教育センターにおいて公立・私立幼稚園を対象に、教育面からの支援に取り組んだ。

【幼児教育水準の維持向上(3つの支援)】

- ・教育内容を深める支援(幼児教育における調査・研究)
- ・人材を育成する支援(幼稚園教諭の資質向上)
- ・特別な配慮を要する幼児への対応力を身につける支援(特別支援教育)

<派遣等件数> 訪問:228件 電話・来所相談:44件 合計:272件

【幼児教育と小学校教育の円滑な接続】

・就学前施設、小学校、特別支援学校の管理職および連携担当者等を対象に「保幼小連携研修会」を実施した。

<研修会参加者数> 当日参加:472名 オンデマンド視聴:82名

(2)こどもが人を支え、人から支えられ、自分の身を守れるように育てる

①生命(いのち)の安全教育の推進

a 指導の手引きの改訂

- ・より実効性のある生命の安全教育の推進を目指し、「生命の安全教育 指導の手引き」の改訂に取り組んだ。

②人権教育の推進

a 人権教育研修会の実施

- ・人権教育管理職研修会や各種人権教育研修会を通じて、教職員の人権意識の高揚を図り、児童生徒への適切な人権教育を推進した。
- ・学校に対し、「人権教育ハンドブック」、「新版いのち」等の資料の活用を促して、人権教育を推進した。

<人権校内研修会の実施率> 100% <「新版いのち」の活用率> 100%

③道徳教育の推進

a 北九州市道徳教育推進校の指定

- ・「考え、議論する道徳」へと質的転換を図るために、北九州市道徳教育推進校を指定し、指定校において、指導主事が訪問・指導助言等を行い、道徳教育の推進に関する取組支援を行うとともに、研究の成果を全市に発信し、普及を図った。

<指定校数> 小学校:5校 中学校:6校 <訪問・指導回数> 15回

(3)学校の中でも外でも、安全で安心して過ごせる居場所をつくる

①学校施設の維持管理

a 大規模改修工事の実施

- ・施設の長寿命化と年度ごとの費用の平準化を図るため、「北九州市学校施設長寿命化計画」に基づき、小中学校を対象として、計画的に学校施設の改修・整備を行った。

<大規模改修工事数> 小学校:5校 中学校1校 計6校

取組みと成果(令和6年度)

②未来を見据えた教育環境の整備

a 新しい時代の学びを実現する学校の提示

・これからの時代に必要となる新たな学びや社会の変化に対応する新しい小中学校のあり方を検討するため、「北九州市型みらい教育デザイン(案)」を、令和7年1月の総合教育会議で提示・協議した。

・学校規模適正化の更なる取組みの推進と、社会・教育環境の変化、児童生徒数の将来推計の更新時期などを見据え、「北九州市学校規模適正化の進め方検討会」の意見も踏まえながら、令和6年6月に「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」を改定した。

<学校規模適正化の実施状況>

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
2校閉校	1校閉校	—	2校閉校 【次年度 1校開校】	2校閉校 【次年度 1校開校】	学校規模適正化の 進め方の検討・改定	

b 学校施設の改修

・児童・生徒の安全を確保し、安心・快適な学校生活が送れるよう、また特別支援学校および特別支援学級の教室数不足等へ対応するため、計画的に小学校、中学校、特別支援学校の学校施設の改修等を実施し、教育環境の整備を行った。

<トイレ洋式化> 小学校:10校

<バリアフリー化(大規模改修)> 小学校:5校 中学校:1校

<空調機器の整備(特別教室)> 小学校:22校

<特別支援教室の整備> 小学校:32校 中学校:18校

<小倉北特別支援学校等の整備>

③学びの機会の確保

ミッション3(2)③に記載 P.29

④地域との連携

ミッション5(2)①に記載 P.52



トイレの洋式化

(1)こどもを枠にはめず、一人ひとりのこどもの違いを尊重する

①「こどもまんなか」教育施策の推進

a 教育プランの浸透

- ・新たな教育プランの策定に伴って、点検・評価の方法を見直すとともに、教育プランの施策に各課の事業と予算を関連づけて進捗管理を行うことで、教育委員会で統一した方向性を共有し、こどもまんなか教育プランの着実かつ一体的な推進を図る。
- ・教職員への教育プランのさらなる浸透・実践のために、カフェトークを任意参加から悉皆研修へと見直し、受講者の拡大を図る。

<開催回数・参加者数> 全8回・約850名

先生カフェトーク



- ・各学校の重点的取組みを示すスクールプランの必須3項目に、教育プランのミッションに合わせたものを設定し、教育プランの具現化を図る。また、小学校5校、中学校1校を「学びの転換推進校」とし、教育プラン実践の牽引役として、全校への浸透を図る。

b 幼児教育水準の維持向上、幼児教育と小学校教育の円滑な接続

【幼児教育水準の維持向上】

夕方オンライン講座について、より学びを深めるためにシリーズ化し、3テーマ計6回を設定するとともに、受講対象として保育所(園)を追加し、広く周知を図る。

【幼児教育と小学校教育の円滑な接続】

- ・令和6年度は「保幼小連携研修会」の開催時期が令和7年1月であったため、実践発表の内容を年度中に反映させることが難しかった。令和7年度は研修の開催時期を検討し、研修会の内容が反映できるようにする。
- ・令和7年度は新たに「北九州市架け橋プログラム検討会議」を立ち上げ、『「北九州市版架け橋期のカリキュラム」の策定、モデル校区の選定』等を協議する。

(2)こどもが人を支え、人から支えられ、自分の身を守れるように育てる

①生命(いのち)の安全教育の推進

a 指導の手引きの改訂

- ・令和6年度は「生命の安全教育 指導の手引き」の改訂について、従来の指導資料に動画・スライドを追加し、デジタル教材としてパッケージ化することや、教科書改訂に伴うカリキュラム変更を行うことなど、改訂の方針を固めることができた。令和7年度はこの方針に沿って、引き続き「生命の安全教育 指導の手引き」の改訂に取り組む。
- ・「学習指導要領に示されていない内容を含む授業」にかかる指導案についても、他都市の指導案等を参考にしながら作成していく。

②人権教育の推進

a 人権教育研修会の実施

- ・令和6年度は、人権教育管理職研修会や各種人権教育研修会を通じて、教職員の人権意識の高揚を図り、児童生徒への適切な人権教育を推進することが出来た。令和7年度も同様に推進していく。

③道徳教育の推進

a 道徳教育の更なる普及

- ・道徳教育推進指定校において、児童生徒に対するアンケートの肯定的回答の割合が増加しているなど、一定の効果が得られた。令和7年度も引き続き、北九州市道徳教育推進校を指定し、指導主事による訪問・指導助言等の支援を行うとともに、研究の成果を全市に発信し、「考え、議論する道徳」の更なる普及を図る。

＜指定校数＞ 小学校:6校 中学校:7校 高校:1校 ＜訪問・指導回数＞ 15回以上

(3)学校の中でも外でも、安全で安心して過ごせる居場所をつくる

①学校施設の維持管理

a 大規模改修工事の実施

・令和6年度は小学校5校、中学校1校、計6校の大規模改修を行い、概ね予定通りに実施することが出来た。引き続き、施設の長寿命化と年度ごとの費用の平準化を図るため、「北九州市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に学校施設の改修・整備を行っていく。

②未来を見据えた教育環境の整備

a 新しい時代の学びを実現する学校の検討

・令和7年1月の総合教育会議で提示した「北九州市型みらい教育デザイン(案)」の実現に向けて、従来の学校規模適正化から次元を上げ、小中一貫教育の推進を前提にした、新しい時代の学びを実現する学校の具体的な検討を進める。

b 学校施設の改修

・引き続き、トイレ洋式化、学校施設のバリアフリー化やZEB化、空調機器の整備等に取り組み、教育環境の整備を行う。特別支援学級は依然増加傾向にあるため、引き続き整備を行っていく。
・小倉北特別支援学校については、令和7年10月末の建物完成を目指す。

<トイレの洋式化> 小学校:10校 中学校20校

<バリアフリー化(大規模改修)> 小学校:3校 <ZEB化(設計)> 小学校:1校

<空調機器の整備(特別教室)> 小学校:40校 中学校55校

<小倉北特別支援学校開校時期> 令和8年1月新校舎開校

<北九州中央高等学園開校時期> 令和8年4月新校舎開校

③学びの機会の確保

ミッション3(2)③に記載 P.35

④地域との連携

ミッション5(2)①に記載 P.54

参考指標

	R5(基準値)	R6(実績)	R10(目標)
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答したこどもの割合	小学生:62.5% 中学生:65.1%	小学生:61.5% 中学生:64.0%	小学生:65.0% 中学生:70.0%
学校生活の中で「こわいな」「不安だな」と思ったことがあると回答したこどもの割合	小学生:23.1% 中学生:21.8%	※1	小学生:15%以下 中学生:15%以下
「勤務する学校が、こどもにとって安全・安心な居場所になっている」と回答した教職員の割合	65.5%	※1	85%以上
学校施設老朽化対策事業(大規模改修及び外壁改修)の工事校数	47校 (R1～5年度)	大規模改修:5校 外壁改修:7校 計12校	50校 (R6～10年度)

※1:「こどもまんなか教育プラン」策定のために実施した、全校アンケートでの調査項目。
令和6年度はアンケートを未実施であり、今後アンケートを定期的に実施予定。

《ミッション2》 こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくる

KPI:将来の夢や目標を持っているこどもの割合

<R5実績値> 小学生:81.1% 中学生:66.8%

	R6	R7	R8	R9	R10
目標	小学生:81.9% 中学生:67.5%	小学生:82.7% 中学生:68.2%	小学生:84.0% 中学生:68.5%	小学生:84.5% 中学生:69.0%	小学生:85.0% 中学生:70.0% (政令市1位の水準を目指す)
実績	小学生:82.0% 中学生:65.7%	—	—	—	—
評価 (達成率)	概ね順調 (小学生:100.1% 中学生:97.3%)	—	—	—	—

(1)こどもを「社会の構成員」として尊重し、こどもの意見を聴いて学校運営に活かす

①「こどもまんなか」の教育施策の推進

ミッション1(1)①に記載 P.9

(2)こどもも教職員も安心して挑戦し、失敗を楽しみ、成長の糧とできる環境を整える

①コミュニケーション力や生きる力を身に付ける教育の推進

a 北九州ステップアップメソッド(コグトレ)の推進

・コグトレ共同開発者の高知健康科学大学 宮口学長との研修会や城野小学校でのコグトレ実践公開授業を3回、学校力向上支援訪問(コグトレ)を2回実施した。

b 学校部活動の振興

学校部活動の振興を図るため、以下の事業を実施。

<部活動外部講師の配置>

・顧問教員に代わって専門的な部活動の指導を実施 - 154名承認(運動部:114名 文化部:40名)

<部活動指導員の配置>

・単独での部活動指導や学校外での活動(練習試合等)における引率を実施 - 29名

<部活動指導のNPO委託>

・部活動指導員の活用として、地域団体に部活動指導を委託

<中体連、中文連、小体連、小文連への運営費補助・児童生徒派遣補助>

・中体連等が主催する大会等の運営費や児童生徒が九州大会以上の大会等に出場する際の交通費・宿泊費の一部を補助

<連携部活動・合同部活動>

・単独では十分な活動が行えない学校が合同で活動 - 28校

・在籍校に希望する部活動がない場合、近隣の学校の部活動に参加可能 - 83名

学校部活動

